■内部管理基本方針

業務の健全性・適切性を確保し地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を遂行するため、法令等遵守、顧客保護等、金融円滑化及び統合的リスク管理を経営上の重要課題として位置付け、そのための実効性ある態勢を整備することを目的として内部管理基本方針を定めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 監事の第５号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
9. 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 監事の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生じる費用又は係る方針に関する事項
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■統合的リスク管理

金融自由化・国際化が進展し、金融機関の業務が拡大する中で、2014年３月期より自己資本比率規制（バーゼルⅢ）の下、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合った適正な自己資本を維持する「自己管理型」の統合的なリスク管理による自己資本の充実の取り組みが求められております。当金庫は、統合的なリスク管理を行うために「統合的リスク管理方針」および「統合的リスク管理規程」を定め、体制整備を行い各リスク毎のリスク管理部門を設け、リスクを定量化し、評価・モニタリング・コントロールを行い、統合的リスク管理の統括部署である「リスク管理部」がリスクの状況を点検しております。また、「監査部」がリスク管理の状況について厳格な監査を行うことで、統合的リスクを正しく掌握し、金融情勢の変化に即応できる体制づくりを進めております。

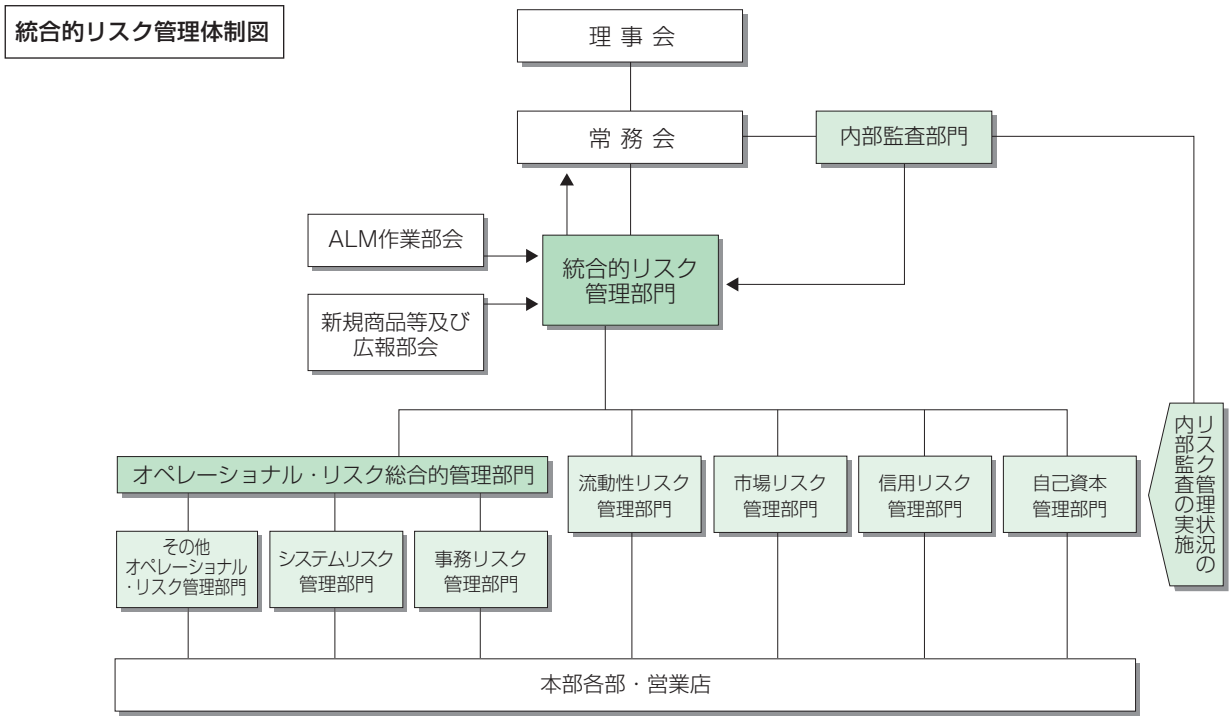

リスク管理方針

当金庫では、「オペレーショナル・リスク」、「流動性リスク」、「市場リスク」、「信用リスク」とリスクをそれぞれ分類し、各管理部門が管理方針を策定し、当金庫の健全性の確保に努めております。

■オペレーショナル・リスクの総合的な管理方針

オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「その他オペレーショナル・リスク」と細分化し、適切に特定・評価・モニタリング・コントロール等を行っております。
当金庫は、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を遂行し、業務の健全性を確保するため、金庫のオペレーショナル・リスクの総合的管理を行っております。

■流動性リスク管理方針

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失により通常より高い金利での資金調達や、通常より低い価格での取引を行い、損失を被るリスクをいいます。
当金庫は、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を遂行し、業務の健全性を確保するため、流動性リスク管理を軽視することが、場合によっては経営破綻に直結するおそれがあることを十分に認識し、流動性リスクの所在、流動性リスクの種類・特性及び流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等を行うことにより、市場流動性の状況を適切に把握し、流動性リスク管理態勢の整備・確立に向けて、経営方針の策定をしております。

■市場リスク管理方針

市場リスクとは、金利・為替・株価などの変動によっておこりえる、金庫が保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。
当金庫は、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を遂行し、業務の健全性と適切性を確保するため、金庫の市場リスクを的確に捉え、市場リスクの種類・特性及び市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等を行うことにより、市場リスクの管理状況を的確に認識し、市場リスク管理態勢の整備・確立に向けて、経営方針の策定をしております。

■信用リスク管理方針

信用リスクとは、取引先の経営状況の変化により、貸出債権の元本、利息が回収困難となり損失を被るリスクをいいます。
当金庫は、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を遂行し、業務の健全性を確保するため、金庫の信用リスクを総体的に捉え、信用リスクの種類・特性及び信用リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等を行うこと。また、貸出先の実態を把握し、貸出先に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組みへの支援を行うことにより、信用リスクの管理状況を的確に認識し、信用リスク管理態勢整備・確立に向けて、信用リスク管理方針の策定をしております。

■非常時における業務継続計画（BCP）について

「業務継続計画」とは、地域密着型、公共的使命をもつ金融機関として、万が一、不測の事態が発生し金庫本来の業務が遂行できなくなった場合、社会的責任は重大であることから、的確な状況把握や客観的な状況判断をおこなう事で、混乱を回避し、お客さま及び役職員の安全確保と救護、また、早期に被害の復旧を図り、必要な業務を継続させるため、非常時の対応や手順を具体的に明らかにし、文書化したものです。
当金庫では、対策の計画を立てるだけではなく、対策の実施効果を訓練などで実行確認ならびに、その結果を継続計画に反映し事業の継続性を高めております。

■法令等遵守（コンプライアンス）の体制

当金庫は、地域社会とともに歩む金融機関として、社会的責任と公共的使命を自覚し、あらゆる法令や社会規範に即した誠実かつ公正な業務活動を行うことがお客さまからの信頼維持・向上につながるものと考え、法令等遵守態勢の確立に努めております。コンプライアンスの運営体制としては、金庫全体のコンプライアンス統括部署をリスク管理部と定め、専任担当者を配置したほか、営業店・本部各部室にコンプライアンスの徹底および研修・啓蒙を行うコンプライアンス担当者を任命し内部管理体制を整えております。また、信用金庫役職員として身につけるべき「倫理観」「価値観」「行動規範」を記載した「倫理綱領」および法令等遵守の手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を全職員に配布し、周知徹底を図っております。
今後とも各種会議や研修を通じてコンプライアンスの意識の高揚に努め、役職員ひとり一人がコンプライアンスに則った適切な仕事をすべく法令等遵守態勢の強化に努めてまいります。

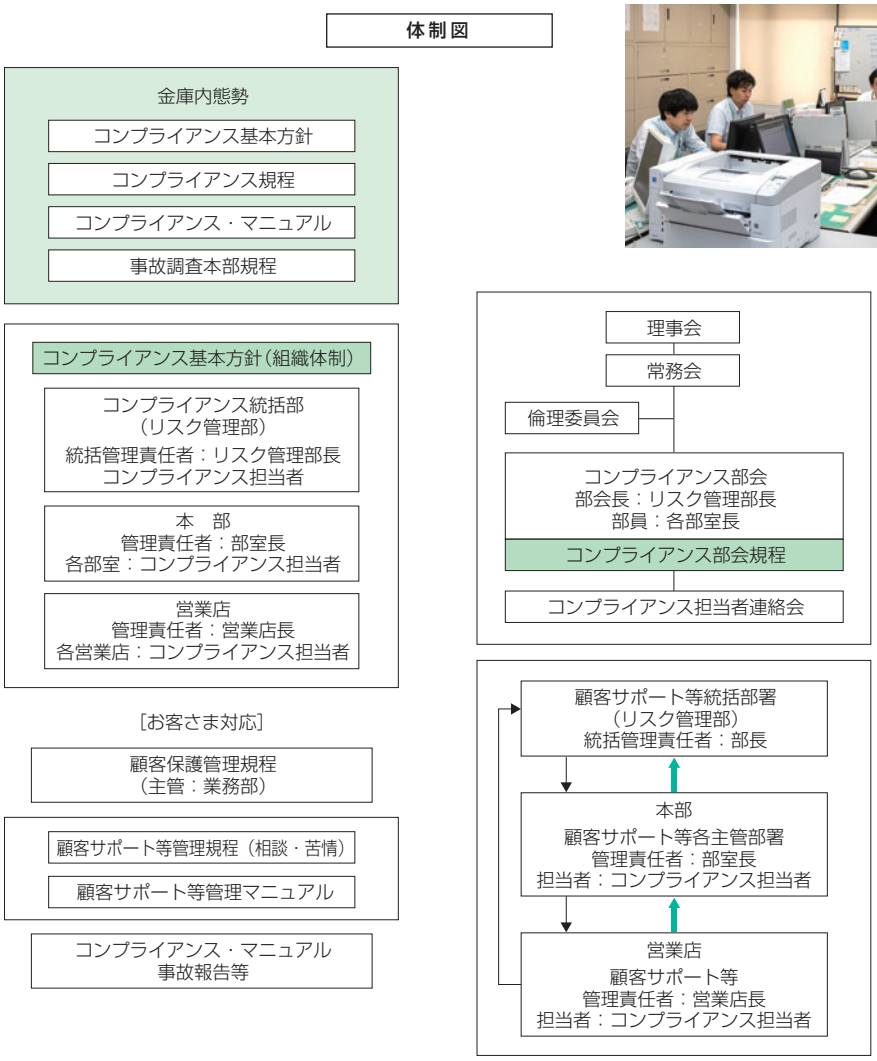

■反社会的勢力に対する取り組み

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。当金庫は平素から警察、暴力団追放運動センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携を保ちながら、反社会的勢力の排除に積極的に取り組んでおります。
また、預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定、信用金庫取引約定書などに「暴力団排除条項」を導入しております。
これは、預金者や貸金庫の借り主などが反社会的勢力であることが判明した場合、当金庫の判断により取引を停止したり、契約を解除させていただくことなどを定めた条項で、新規お申し込みの際は、すべてのお客さまに「反社会的勢力に該当しないことの表明・確約」をお願いしております。お客さまにはご面倒をおかけしますが、当金庫の取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

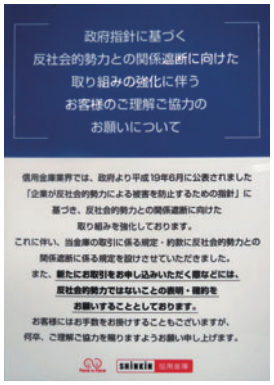
政府指針に基づく
反社会的勢力との関係遮断に向けた
取り組みの強化に伴う
お客様のご理解ご協力の
お願いについて

信用金庫業界では、政府より平成19年6月に公表されました
「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に
基づき、反社会的勢力との関係遮断に向けた
取り組みを強化しております。
これに伴い、当金庫の取引に係る規定・約款に反社会的勢力との
関係遮断に係る規定を設けさせていただきました。
また、新たにお取引をお申し込みいただく際などには、
反社会的勢力ではないことの表明・確約を
お願いすることとしております。
お客様にはお手数をお掛けすることもございますが、
何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則った誠実かつ公正な企業活動を遂行するとともに、お客さまの保護および利便性の向上にむけた継続的な取り組みを行う態勢を確保するために、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、その理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。

■個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」およびその他の関係法令等を遵守するとともに、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって「住所･氏名･電話番号･生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。
2. 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。
3. 当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
4. お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示（第三者提供記録の開示も含みます）、また当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅延なく必要な調査を行ったうえで開示、または利用停止・消去を行います。
5. 当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。
6. 当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

■利益相反管理態勢

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、利益相反管理方針および当金庫が定める規程等に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、利益相反の管理を適切に行っております。

■金融 ADR 制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営態勢・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター、パンフレット等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日に営業店（9 時～ 17 時、電話番号は 45 ページ「店舗一覧」参照）またはリスク管理部（9 時～ 17 時、電話：03-3439-1139）にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9 時～ 17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク管理部」にお尋ねください。

■ SDGs に関する取り組み

SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの国際目標です。
持続可能な世界を実現するための 17 のゴール･169 のターゲットで構成されています。
いま社会は、少子高齢化や子育て･介護の問題、所得格差、コミュニティの停滞、生産年齢人口の減少、環境・エネルギー問題、企業の後継者不足等のさまざまな課題が山積しています。
当金庫は、地域社会の一員として、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に賛同し、その取り組みを通じて持続可能な地域社会の実現に努めてまいります。